

条例で指定された区域における法第43条建築許可申請について

北海道条例で指定された区域（愛国地区、中川西地区、新川西地区）に建築物を建築する場合、都市計画法第43条第1項の規定に基づく建築許可を受ける必要があります。

また、予定建築物は、別紙「建築物の用途制限の概要」に適合する建築物であることが条件となります。なお、土地の区画形質の変更*がある場合は、都市計画法第29条第1項の規定に基づく開発許可を受ける必要があります。

※土地の区画形質の変更とは

- ・区画の変更：公共施設の新設、変更又は廃止するもの
- ・形の変更：30cmを超える切土、盛土又は切盛土を行うもの
- ・質の変更：農地等を宅地とするもの

1 都市計画法第43条建築許可申請書類

- ① 許可申請書（押印は省略可）
- ② 土地所有者等の同意書（土地所有者が異なる場合に必要。親子の場合でも必要。また、同意書は実印とし、土地所有者の印鑑証明書が必要となる）
- ③ 土地登記簿謄本（正本に原本を添付する。副本は写しを添付）
- ④ 現況写真（敷地全体を4方向から撮影。後述の付近見取図に撮影方向を記入）
- ⑤ 位置図（原則として都市計画図の写しを使用。当該地を朱書き）
- ⑥ 地番図（当該地の求積及び周辺地番が明示されているもの。地積測量図及び公図の写し可。区域界を朱書き）
- ⑦ 付近見取図（当該地周辺の地形・建築物が明示されているもの。区域界を朱書き。現況写真の撮影方向を矢印で記入）
- ⑧ 建物配置図（敷地の境界、建物の位置、土地の造成高が明示されているもの。雨水の流出方向を矢印で記入）
- ⑨ 建築物の各階平面図（建蔽率、容積率の計算についても記載）
- ⑩ 建築物の立面図（原則として4面以上。軒及び建物の高さを明示）
- ⑪ 手数料 6,800 円（敷地面積 1,000 ㎡以下の場合。申請時に納付）
※敷地面積が 1,000 ㎡以上の場合の手数料は、別途手数料表を参照

2 提出部数等

上記の図書・図面をファイル（A4版）に綴じ、正本と副本の2部を提出してください。

※ファイルには、表題「令和〇年度 都市計画法第43条許可申請書」「申請者〇〇 〇〇」のラベルを貼ってください。また、背表紙にも同様のラベルを貼ってください。

ご不明な点がございましたら以下までお問合せください。

帯広市 都市環境部 都市建築室 建築開発課 住まい宅地係
直通電話 0155-65-4179